資料２

22.2.18　PT 会議資料

主要論点一覧

総合通信局、沖縄総合通信事務所

「区域内の電気通信事業の登録・届出」や「特定信書便事業の監督」等について、地方移管とすることでよいか。

また、地方に移管された場合、複数都道府県にまたがる広域的な事業を実施している事業者の登録・届出や許認可等について、どのような広域連携体制・方策が必要となるか。

【参考】

◎　全国知事会提言（平成２０年２月８日）

○　電波や情報通信業務の特性から、全国的な規模・視点に立った、単一の主体（国）によって一元的に実施される必要性があるため、国に残すべきである。

○　ベンチャー企業支援や地理的情報格差の解消などの地域振興に関する事務については、都道府県で実施すべきとの意見があり、今後さらに検討が必要である。

◎　地方分権改革推進委員会第２次勧告（平成２０年１２月８日）

○　組織・定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。

地方厚生局

①健康保険、年金関係事務について

○　主に組合等に対する指導監督事務であり、地域の住民福祉サービス向上に関係するものではないが、出先機関原則廃止の観点から地方移管とすべきではないか。

○　一方、現在、保険・年金制度全般のあり方が議論されている。その検討状況如何によっては、国と地方の役割分担について改めて整理が必要となる場合がある。

②医薬品の輸入等に関する事務について

○　輸出入に関する業務については、税関との連携という視点で、引き続き国で実施すべきではないか。

【参考】

◎　全国知事会提言（平成２０年２月８日）

○　大半の業務を地方に移譲することが可能であり、８の地方厚生局を廃止することができる。

○　医療観察法に基づく指定医療機関の指定及び移送、輸出水産食品関係施設の監視指導、特定機能病院への医療監視及び各種国家試験関係業務については、国の業務として引き続き実施すべきと考えるが、本省（厚生労働省）に移管すべきと考える。

○　病原体等の管理対策、感染症法に基づく特定感染症指定医療機関の指定、麻薬の取締、薬の輸入に関する業務、医師・歯科医師の臨床研修に関する業務についても、国の業務として引き続き実施すべきであるという意見があり、さらに、健康保険、年金関係業務を行う機関については、今後、地方社会保険事務局、社会保険事務所のあり方とも関連づけるべきとの意見もあり、今後さらに検討が必要である。

◎　地方分権改革推進委員会第２次勧告（平成２０年１２月８日）

○　事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約した都道府県労働局と統合する。

事務・権限の見直し内容（概要）

○指定医療機関の指定等
- 指定養育医療機関等に関する事務・権限は都道府県等に移譲

○養成施設等の指定等
- 都道府県知事資格とされている栄養士、調理師、製菓衛生師に係る養成施設に関する事務・権限は、都道府県に移譲する方向で検討

○生活保護施設等（都道府県立等）の監督
- 都道府県等に移譲

○健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令
- 一の都道府県内等にのみ事業所等がある者に対する勧告の権限を都道府県に付与

○民生委員・児童委員の委嘱
- 委嘱手続の簡略化

経済産業局

・　輸出入許可や関税の割当、化学兵器の規制や原発の立地、鉱業権の出願や登録等に関する事務などについては国、
　その他の産業・地域経済の振興に関する業務等については主に地方移管とすることとしてはどうか。

・　地方移管とした事務について、複数都道府県にまたがって広域的な事業を実施している事業者の指導・監督等の事務について、どのような広域連携体制・方策が必要となるか。

【参考】

◎　全国知事会提言（平成２０年２月８日）

○　大半の業務を地方に移譲することが可能であり、経済産業局（ブロック機関８）を廃止することができる。

○　原子力に関する広報、電源及び原子力関連施設の立地促進、発電水力調査など電気に関する統計調査等の事務については、国の業務として引き続き実施するが、本省（経済産業省）に移管すべきと考える。

◎　地方分権改革推進委員会第２次勧告（平成２０年１２月８日）

○　事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限を総合的な出先機関（地方振興局（仮称））に統合する。

事務・権限の見直し内容（概要）

○消費者取引の適正化
　・　一の都道府県内にのみ事業所等がある業者に対する報告徴収、立入検査の権限を都道府県に付与
○消費生活相談
　・　国と地方の連携強化
○省エネ法に基づく指導助言等
　・　一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与
○家電リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査
　・　一の都道府県内等にのみ事務所等がある業者に対する報告徴収、立入検査の権限を都道府県等に付与
○商工会議所に係る許認可・監督
　・　商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い都道府県に移譲
○ベンチャー支援事業等
　・　国の役割を全国レベルの先端的なモデル事業等に限定

都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所含む）

都道府県労働局が実施する全ての事務を地方に移管することとしてはどうか。

事業所の指導や司法警察事務などを行っている労働基準行政についても、国が定める基準に基づいて実施すれば、全国統一性の確保は可能ではないか。

【参考】

◎　全国知事会提言（平成２０年２月８日）

＜都道府県労働局＞

○　全ての業務を地方に移譲することが可能であり、47 の都道府県労働局を廃止することができる。

○　都道府県労働局については、労働基準監督署や公共職業安定所のあり方を踏まえて、廃止を含め検討すべきという意見があり、今後さらに検討が必要である。

＜労働基準監督署＞

○　全ての業務を地方に移譲することが可能であり、327 の労働基準監督署を廃止することができる。

○　労働基準監督業務については、全国一律的に運用することを担保することが課題であるという意見があり、今後さらに検討が必要である。

＜公共職業安定所＞

○　全ての業務を地方に移譲することが可能であり、584 の公共職業安定所を廃止することができる。

○　職業安定業務の全国ネットワークの必要性を述べる意見があり、今後さらに検討が必要である。

◎　地方分権改革推進委員会第２次勧告（平成２０年１２月８日）

○　事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止してブロック機関に集約し、地方厚生局と統合する。

○　労働基準監督署及びハローワーク（公共職業安定所）は、ブロック機関の下に置く。

※　現下の厳しい経済・雇用情勢にかんがみ、国と地方自治体とが協働して地域における雇用対策を強力に推進する体制をただちに整えるべきである。このため、地方自治体が行う公共無料職業紹介事業を拡大し、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮できるように改める。こうした地方自治体の役割の拡大に伴い、国の役割としての全国ネットワークの維持や雇用保険給付との不可分性にも留意しつつ、将来的には、国のハローワークの漸次縮小を図るべきである。

事務・権限の見直し内容（概要）

○地方自治体が行う無料職業紹介事業

・　民間とは明確に異なる公的性質を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づけ。

○個別労働紛争解決事業

・　国と地方の連携強化

○雇用保険の適用・認定・給付等

・　窓口業務については、地方自治体が自ら行う無料職業紹介の窓口においても実施できるようにする。

中央労働委員会地方事務所

中央労働委員会地方事務所における事務をすべて中央労働委員会本局に移管することにより、地方事務所については廃止することとしてはどうか。

【参考】

◎　全国知事会提言（平成２０年２月８日）

○　全ての業務を地方に移譲することが可能であり、７の中央労働委員会地方事務所を廃止することができる。

◎　地方分権改革推進委員会第２次勧告（平成２０年１２月８日）

○　組織を廃止する。